

株 主 各 位

愛知県常滑市唐崎町2丁目88番地
ジャニス工業株式会社
代表取締役社長 富本和伸

第88期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第88期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月28日(火曜日)午後5時30分までに当社に到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 2022年6月29日(水曜日)午前10時
- 場 所 愛知県常滑市唐崎町2丁目88番地
当社 本社事務所 (後記会場ご案内図をご参照ください)
- 目 的 事 項
報 告 事 項
 - 第88期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告の内容及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第88期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.janis-kogyo.co.jp/>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

2021年4月1日から
2022年3月31日まで

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスの感染者数の再拡大により、緊急事態宣言とまん延防止等重点措置が発令されるなど、個人消費・社会経済活動が停滞し、非常に厳しい状況が続いております。この状況の中、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種が進んでおり、経済回復が期待されますが、新型コロナウイルスの変異株が世界的に流行しております。さらにロシアのウクライナ侵攻により、世界的に天然ガス・原油の調達が不安定になり、物価の上昇が顕著になるなどより一層将来は不透明な状況にあります。

当社関連業界におきましては、新設住宅着工戸数は前年同期と比較すると増加基調ではありますが、新型コロナウイルスの感染再拡大による外出自粛や建築の中断・遅延という不安材料があります。また、新型コロナウイルスがアメリカの新築住宅需要増をもたらし、建築用木材の供給が需要に追いつかない「ウッドショック」と呼ばれる木材価格の高騰が続いており、さらにロシア・ウクライナ紛争によりこの状況は長引くと予想されます。

こうした状況の中、コロナ禍に対応する商材として玄関でも設置できる手洗器(テアラシリーズ2機種)やマイクロファインバブルを発生させる水栓金具3機種等の販売を開始し、従業員の安全に配慮しながら「フロントスリム」トイレを中心とした『提案営業』と工場運営を進め、売上高につきましては、前年同期と比較して7.0%増加しました。生産面では、生産ラインの見直しと燃費効率の高い焼成炉に衛生陶器の生産を集約させて製造原価低減に努めると共に全社で『業績を尊重する精神』を意識したコスト削減活動とコロナ対策・働き方改革に伴う生産性向上の改善活動及び営業活動を支援するホームページの改訂に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は4,861百万円(前年同期比318百万円増)となり、営業利益は37百万円(前年同期比26百万円増)、経常利益は87百万円(前年同期比37百万円増)となりましたが、特別損失として貸倒引当金繰入額を計上したため、親会社株主に帰属する当期純損失は192百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益35百万円)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、107百万円であり、当連結会計年度中に完成しました主要な設備は、本社工場における衛生陶器製造設備であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中は、新たな資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

国内景気は、各種政策の効果により企業収益は回復を続け、それに伴い雇用情勢・企業投資も増加し緩やかに回復しておりましたが、新型コロナウイルスの影響や海外の景気の動向によっては下振れするリスクを依然として抱えております。当社を取り巻く環境においては、新設住宅着工戸数は減少で推移していくと予想され、企業間競争の激化など、引続き厳しい状況が続くものと思われまます。

このような状況下、『創造による再生 Regeneration by creation』をスローガンとし、コロナ禍による社会・生活環境の多様な変化に伴うニーズに対し、プロセスを重んじた商品開発とサービスづくりを通じてご満足いただける価値を提供し、売上げ回復を図ってまいります。また、第90期に向け持続可能な社会実現に貢献できる企業となるため、メーカーの基本であるISO(品質・環境)・改善活動を通じて品質・サービス改善、収益力改善、働き方改革、地域に根差したエコ活動を進めてまいります。

こうした課題に対処するため、以下の基本方針に社員一丸となって全力で取り組んでまいります。

- ① 売上げを確固たるものとするため、コロナ禍でも堅調な建売戸建て・リフォーム・福祉介護や災害用等の非住宅市場に対する商品提案力を強化します。
- ② 縮小する国内住宅市場に対応するため、海外企業との連携強化、国内生産体制のコンパクト化を更に進めます。
- ③ より付加価値の高い商品・サービス提供のため、スタートアップ企業、異業種との連携を推進します。
- ④ マーケットニーズをより取り入れるため、社内女性活躍の推進とエンドユーザー向け情報発信を強化します。
- ⑤ 働き方改革をより推進するため、全体最適の考えのもと、設備投資、ペーパーレス化、多能工化による生産性向上を推進します。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第85期 (2019年3月期)	第86期 (2020年3月期)	第87期 (2021年3月期)	第88期 (当連結会計年度 (2022年3月期))
売 上 高 (百万円)	5,179	5,166	4,542	4,861
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	△194	△195	50	87
親会社株主に 帰属する当期 純利益又は当 期純損失(△) (百万円)	△193	△223	35	△192
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)	△53円76銭	△61円56銭	9円61銭	△52円18銭
総 資 産 (百万円)	5,342	5,115	5,098	5,210
純 資 産 (百万円)	2,576	2,315	2,425	2,231
1株当たり純資産	700円76銭	626円64銭	655円10銭	601円40銭

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は自己株式数控除後の期中平均株式数に基づき、1株当たり純資産は自己株式数控除後の期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出しております。なお、自己株式数には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)保有の当社株式を含めております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社 ファインテック高橋	15,000 千円	100.0 %	給排水栓の製造 及び販売

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事 業 区 分	主 要 な 製 品 の 名 称
衛 生 機 器	衛生陶器、温水洗浄便座(サワレット)、 トイレカウンター、洗面化粧台

(8) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

種 別	名 称 : 所 在 地
本 社	愛知県常滑市
営 業 所	東日本支店 (東京都)、西日本支店 (大阪府)、 中部営業所 (愛知県)、東北営業所 (宮城県)、 九州営業所 (福岡県)
工 場	本社工場、本社化成工場、大野工場 (以上愛知県)
子 会 社	株式会社ファインテック高橋 (千葉県)

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
190名	2名増

(注) 従業員数には、臨時従業員は含んでおりません。

② 当社の従業員数

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
175名	3名増	40.8歳	16.6年

(注) 従業員数には、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	235百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	200
株 式 会 社 愛 知 銀 行	200
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	150
株 式 会 社 十 六 銀 行	100
知 多 信 用 金 庫	59

(注) 株式会社三菱UFJ銀行と融資限度額を決めたコミットメントライン契約(融資限度額500百万円)を締結しております。

2. 会社の株式の状況（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 14,600,000株
 (2) 発行済株式の総数 3,833,543株（自己株式143,941株を含む。）
 (3) 株主数 780名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
タカラスタンダード株式会社	621千株	16.4%
ジャニス工業取引先持株会	473	12.5
株式会社三菱UFJ銀行	182	4.8
株式会社LIXIL	180	4.8
山 川 芳 範	119	3.2
株式会社三井住友銀行	117	3.1
伊 奈 輝 三	115	3.0
阪 田 和 弘	108	2.9
三井住友信託銀行株式会社	100	2.6
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	98	2.6

- (注) 1. 当社は、自己株式45,341株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式45,341株には、(株)日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式98,600株を含んでおりません。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役(監査等委員である取締役を除く)	6,600株	4名

3. 会社の新株予約権等の状況（2022年3月31日現在）

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

(1) 2013年7月16日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の行使時の払込金額 1円
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき200円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
- ④ 新株予約権の行使期間 2013年8月2日から2043年8月1日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	18個	普通株式3,600株	2人

(2) 2014年7月14日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の行使時の払込金額 1円
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき200円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
- ④ 新株予約権の行使期間 2014年8月2日から2044年8月1日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	20個	普通株式4,000株	2人

(3) 2015年7月13日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の行使時の払込金額 1円
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき200円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
- ④ 新株予約権の行使期間 2015年8月1日から2045年7月31日まで

⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	20個	普通株式4,000株	2人

(4) 2016年7月12日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の行使時の払込金額 1円
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき200円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
- ④ 新株予約権の行使期間 2016年8月2日から2046年8月1日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	20個	普通株式4,000株	2人

(5) 2017年7月10日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の行使時の払込金額 1円
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき200円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
- ④ 新株予約権の行使期間 2017年8月2日から2047年8月1日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	24個	普通株式4,800株	2人

- (注) 2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。新株予約権の目的となる株式の種類及び数及び行使価額は、当該株式併合による調整を反映しておりません。

4. 会社役員 の 状 況 (2022年 3月 31日 現在)

(1) 取締役 の 状 況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	富 本 和 伸	株式会社ファインテック高橋 取締役
常務取締役	宇 野 正 敏	生産部長 株式会社ファインテック高橋 取締役
取 締 役	蟹 江 直 樹	営業部長
取 締 役	堀 健 亮	株式会社ファインテック高橋 代表取締役社長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	水 野 修	株式会社ファインテック高橋 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	森 田 雅 也	りんく税理士法人 代表社員 デリカフーズホールディングス株式会社 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	水 野 吉 博	弁護士

- (注) 1. 取締役森田雅也氏及び水野吉博氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、水野修氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員森田雅也氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社および当社のすべての子会社のすべての取締役

②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は1割を被保険者が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて当社の業績、従業員給与をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

また、決定方針の決定方法は、取締役会で行っております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

株主総会の決議による年額報酬限度額は、2016年6月定時株主総会で取締役（監査等委員である取締役を除く。）が年額150,000千円、取締役（監査等委員）が年額30,000千円で決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、監査等委員である取締役は3名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月定時株主総会で譲渡制限付株式報酬限度額を年額30,000千円（監査等委員である取締役は除く。）で決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役は除く。）の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長富本和伸がその具体的内容について委任を受けるものとしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であります。これらの権限を委任した理由は、会社の状況を考慮して報酬を決定するには代表取締役が適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう社外取締役との関与・助言の機会を適切に確保し、社外取締役との意見交換を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 非金銭報酬等の内容

取締役（監査等委員である取締役は除く）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上へ貢献意欲を従来以上に高める事を目的として、取締役に対して株式報酬を交付しております。

当該株式報酬の内容およびその交付状況は「2. 会社の株式の状況」に記載のとおりです。

⑤取締役の報酬等の総額等

区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		支給人員 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	48,732	45,164	3,568	4
取締役 (監査等委員)	16,776	16,776	—	3
(うち社外取締役)	(7,188)	(7,188)	—	(2)
合 計	65,508	61,940	3,568	7

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
2. 非金銭報酬として取締役(監査等委員を除く)に対して株式報酬を交付しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

社外取締役(監査等委員)森田雅也氏は、りんく税理士法人の代表社員及びデリカフーズホールディングス株式会社の監査役であります。当社と各兼職先との間には、特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

(1) 社外取締役(監査等委員) 森田雅也

当事業年度に開催された取締役会には、12回中12回、また、監査等委員会には、12回中12回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の会計処理・内部統制についての意見を述べております。

(2) 社外取締役(監査等委員) 水野吉博

当事業年度に開催された取締役会には、12回中12回、また、監査等委員会には、12回中12回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての意見を述べております。

なお、会社法施行規則第124条に定める社外役員を設けた株式会社の特則につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	20,400千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	20,400千円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。
3. 前事業年度に係る監査に対する追加報酬2,400千円を含めております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「経営理念」及び「倫理規程」を制定し、取締役及び使用人に対し、法令・定款の遵守を徹底する。
- ② 内部統制委員会を設置し、社内規程の整備を通じて、適切な業務運営の維持・向上を進める。
- ③ 内部通報制度を制定し、コンプライアンスに係る諸問題が発生した場合の早期把握・早期是正に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、管理基準及び管理体制を整備し、法令及び社内規則に基づき作成・保存する。
- ② 取締役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 事業上のリスクについては、各部門がそれぞれの部門に関するリスクの管理を行う。
- ② 各部門長は、毎月の経営会議において、必要に応じてリスク管理の状況について報告する。
- ③ 監査等委員会及び内部監査部門は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営に関する重要事項については、各部門長が出席する経営会議で十分な議論を行い、その審議を経て、取締役会で決議する。
- ② 原則として、経営会議は月2回、取締役会は月1回開催することとし、必要に応じて臨時の経営会議及び取締役会を適宜開催する。

(5) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する体制並びにその取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- ① 監査等委員会は、内部統制委員会の従業員に監査に必要な業務を命じることができるものとする。
- ② 監査等委員会から監査に必要な業務の命令を受けた従業員は、その業務の遂行にあたって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとする。

(6) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、その都度監査等委員会に報告するものとする。
- ② 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して、必要に応じていつでも業務の執行状況の報告を求めることができるものとする。

(7) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会が選定した監査等委員は、必要に応じて、経営会議等重要な会議に出席することができる。
- ② 監査等委員会は、監査報告会を開催し、社長と定期的に情報及び意見の交換を行う。
- ③ 監査等委員会は、定期的に会計監査人と会合を持ち、情報及び意見の交換を行う。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適正な内部統制システムを構築する。
- ② また、本システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ① 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。
- ② また、必要に応じて警察、顧問弁護士等の外部専門機関と連携を取り、体制の強化を図るものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、内部統制委員会を4回開催し、法令・社内規程等の遵守状況を確認・審議した上で、必要に応じて、社内規程等の見直しを行っております。

当社の取締役会は、監査等委員である取締役3名を含め取締役7名で構成され、原則月1回の定時取締役会のほか随時必要に応じて開催し機動的かつ迅速な意思決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行いました。また、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行しました。

内部監査室は、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査等委員会に報告しました。

監査等委員会は、監査方針を含む監査計画を策定し、原則月1回の定時監査等委員会を開催し、監査等委員間の情報共有をしながら会社の状況を把握し、必要に応じて提言のとりまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他使用人と対話を行い、内部監査室・会計監査人と連携し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査等委員は、全ての稟議書の回付を受け取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、経営委員会、内部統制委員会等の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べました。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 剰余金の配当及び内部留保

当社では、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置付けており、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

(2) 自己株式の取得

当社では、将来の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、必要に応じて自己株式の取得を実施することとしております。

当社では、期末配当金として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当連結会計年度につきましては、当期純損失を計上することとなったため、無配といたしました。今後は、経営成績を勘案しながら早期復配を実現することを目指してまいります。

また、当連結会計年度におきましては、自己株式の取得はありません。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	2,654,457	流 動 負 債	1,947,530
現金及び預金	310,249	支払手形及び買掛金	495,170
受取手形及び売掛金	719,669	電子記録債務	295,862
電子記録債権	771,846	短期借入金	750,000
製品	504,253	1年内返済予定の長期借入金	40,040
仕掛	194,884	未払金	48,068
原材料及び貯蔵品	130,931	未払費用	51,350
前渡金	23	未払法人税等	16,575
前払費用	12,267	未払消費税等	23,433
その他	10,330	前受金	4,136
固 定 資 産	2,555,961	預り金	10,227
有形固定資産	2,096,351	設備関係支払手形	8,592
建物及び構築物	377,351	設備関係電子記録債務	51,889
機械装置及び運搬具	239,868	賞与引当金	53,811
工具、器具及び備品	23,716	製品保証引当金	97,990
土地	1,438,350	その他	383
建設仮勘定	17,063	固 定 負 債	1,031,490
無形固定資産	8,100	長期借入金	154,880
ソフトウェア	8,100	再評価に係る繰延税金負債	338,978
投資その他の資産	451,509	退職給付に係る負債	411,454
投資有価証券	226,587	資産除去債務	12,486
出資	141	長期未払金	1,289
長期貸付金	11,800	長期預り保証金	112,400
長期前払費用	5,472	負 債 合 計	2,979,021
差入保証金	16,088	純 資 産 の 部	
投資不動産	172,645	株 主 資 本	1,340,637
繰延税金資産	24,974	資 本 金	1,000,000
長期未収入金	235,999	資 本 剰 余 金	183,663
その他	8,100	利 益 剰 余 金	268,723
貸倒引当金	△250,299	自 己 株 式	△111,749
		その他の包括利益累計額	878,286
		その他有価証券評価差額金	53,820
		土地再評価差額金	781,287
		退職給付に係る調整累計額	43,178
		新 株 予 約 権	12,474
		純 資 産 合 計	2,231,398
資 産 合 計	5,210,419	負債及び純資産合計	5,210,419

連結損益計算書

2021年4月1日から

2022年3月31日まで

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		4,861,295
売上原価		3,803,523
売上総利益		1,057,772
販売費及び一般管理費		1,020,722
営業利益		37,049
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,973	
その他	56,107	62,081
営業外費用		
支払利息	2,050	
その他	9,771	11,822
経常利益		87,307
特別利益		
固定資産売却益	1,471	1,471
特別損失		
固定資産除売却損	33,068	
貸倒引当金繰入額	235,999	
その他	1,887	270,956
税金等調整前当期純損失		182,177
法人税、住民税及び事業税		9,310
法人税等調整額		903
当期純損失		192,391
親会社株主に帰属する当期純損失		192,391

連結株主資本等変動計算書

2021年4月1日から

2022年3月31日まで

科 目	残高及び変動事由	金 額
		千円
株 主 資 本		
資 本 金	当期首残高	1,000,000
	当期末残高	1,000,000
資 本 剰 余 金	当期首残高	184,689
	当期変動額 自 己 株 式 の 処 分	△1,025
	当期末残高	183,663
利 益 剰 余 金	当期首残高	462,272
	会計方針の変更による累積的影響額	△1,616
	会計方針の変更を反映した当期首残高	460,655
	当期変動額 親会社株主に帰属する当期純損失	△192,391
	土地再評価差額金の取崩	459
	当期末残高	268,723
自 己 株 式	当期首残高	△116,148
	当期変動額 自 己 株 式 の 処 分	4,398
	当期末残高	△111,749
株 主 資 本 合 計	当期首残高	1,530,813
	会計方針の変更による累積的影響額	△1,616
	会計方針の変更を反映した当期首残高	1,529,196
	当期変動額	△188,559
	当期末残高	1,340,637
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	62,549
	当期変動額 (純額)	△8,729
	当期末残高	53,820
土地再評価差額金	当期首残高	781,747
	当期変動額 (純額)	△459
	当期末残高	781,287
退職給付に係る調整累計額	当期首残高	37,632
	当期変動額 (純額)	5,545
	当期末残高	43,178
その他の包括利益累計額合計	当期首残高	881,929
	当期変動額 (純額)	△3,643
	当期末残高	878,286
新 株 予 約 権	当期首残高	12,474
	当期末残高	12,474
純 資 産 合 計	当期首残高	2,425,217
	会計方針の変更による累積的影響額	△1,616
	会計方針の変更を反映した当期首残高	2,423,600
	当期変動額	△192,202
	当期末残高	2,231,398

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社ファインテック高橋

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
式等以外のもの 売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株 移動平均法による原価法
式等

ロ 棚卸資産

製品・仕掛品・ 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
原材料・貯蔵品

ハ デリバティブ 時価法

② 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）

1998年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したもの

旧定額法によっております。

2007年4月1日以降に取得したもの

定額法によっております。

建物以外

2007年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

2007年4月1日以降に取得したもの

定率法によっております。

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年

機械装置 8～9年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

ハ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

③ 引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 製品保証引当金

当社は特定の仕入先からの特定の製品販売後の無償修理費用等の支出に備えるため、過去の実績を基礎とした見積額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社ファインテック高橋の決算日は、3月20日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、当該連結子会社の同日現在の計算書類を基礎としております。

連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

ロ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数である8年による按分額をそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理しています。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ハ 収益及び費用の計上基準

当社は、衛生陶器、温水洗浄便座、トイレカウンター、洗面化粧台等の製造及び販売を行っております。当社はこれらの製品の支配が顧客に移転した時点で、当該製品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。売上割引については、顧客に返金すると見込んでいる対価を売上高から減額し、返金負債を計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

(1) 「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

① 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

この適用により、従来は支出時に販売費及び一般管理費として計上していた一部の費用及び営業外費用に計上していた売上割引について返金負債を認識し、売上高から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

② 連結計算書類の主な項目に対する影響額

当該会計基準の適用が連結計算書類に及ぼす影響は軽微であります。

(2) 「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

① 会計方針の変更の内容及び理由

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

② 遡及適用をしなかった理由等

時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

③ 連結計算書類の主な項目に対する影響額

連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

製品保証引当金の見積り

- ・当連結会計年度計上額

製品保証引当金 97,990千円

- ・重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ③引当金の計上基準 ハ 製品保証引当金に記載のとおり、当社は特定の仕入先からの特定の製品販売後の無償修理費用等の支出に備えるため、過去の実績を基礎とした見積額を計上しております。特定の製品販売後の無償修理費用等は、過去の無償修理発生件数に加えて修理費用の実績を基礎として将来発生見込額を見積もっていますが、将来の状況の変化により見積りと実績が乖離した場合には、翌連結会計年度において製品保証引当金の計上金額に影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	5,203,535千円
(2) 投資不動産の減価償却累計額	97,625千円
(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
土 地	1,382,258千円
建 物	364,112千円
投 資 不 動 産	172,645千円
② 担保に係る債務	
短 期 借 入 金	400,000千円
1年内返済予定の長期借入金	20,000千円
長 期 借 入 金	15,000千円
長 期 預 り 保 証 金	12,000千円

(4) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日公布 法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法によって算出しております。

・再評価を行った年月日

2002年3月31日

・再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

619,933千円

- (5) 当社は、2020年4月3日に名古屋地方裁判所に対し、さつき株式会社を被告として、同社から仕入れた排水器具を取付けて製造販売したトイレにおいて発生した漏水事故について同社に瑕疵があるとし、当社が同社に対して請求を行っていた漏水事故対応費等の支払いを求める訴訟を提起し、2022年3月15日に第1審判決の言い渡しがあり、当社の請求は棄却されましたが、当該判決を不服として2022年3月28日に名古屋高等裁判所に控訴を提起しております。

当該訴訟請求金額等235,999千円については投資その他の資産の長期未収入金として計上しております。また、本判決どおりに確定した場合に備え235,999千円の貸倒引当金を計上しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式(株)	3,833,543	—	—	3,833,543

(2) 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式(株)	150,541	—	6,600	143,941

(注) 1. 減少株式数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 6,600株

2. 当連結会計年度期首株式数及び当連結会計年度末株式数には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式数98,600株が含まれております。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 20,400株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、投機的な投資は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、与信管理規程に沿って相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握しリスク低減を図っております。また投資有価証券は主として取引先銀行の株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、ほとんどが翌月現金又は支払手形にて支払っております。支払手形は、4.5ヵ月の支払期日です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿に価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 投資有価証券 その他有価証券	199,347	199,347	—
資産合計	199,347	199,347	—
② 長期借入金	194,920	194,808	△111
負債合計	194,920	194,808	△111

(注1) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券(非上場株式)	27,240

これらについては、「その他有価証券」に含めておりません。

(3) 金融商品の時価等の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	199,347	—	—	199,347
資産計	199,347	—	—	199,347

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	194,808	—	194,808
負債計	—	194,808	—	194,808

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

この時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響が重要でないためレベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

(1) 賃貸等不動産の概要

当社は、愛知県常滑市内に、賃貸用のオフィスビル(土地含む)を有しております。

(2) 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

連結貸借対照表計上額(千円)			連結決算日における時価(千円)
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度 末残高	
174,417	△1,771	172,645	206,000

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 賃貸等不動産における当連結会計年度増減額は、減価償却費1,771千円の減少によるものであります。

3. 時価の算定方法は、「不動産鑑定評価基準」に基づいた鑑定評価額であります。

(3) 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、40,229千円(賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	売上高
当社ブランド	2,031,062
OEMブランド	2,830,232
顧客との契約から生じる収益	4,861,295
その他の収益	—
外部顧客への売上高	4,861,295

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

その他連結計算書類の作成のための基本となる重要事項 ハ 収益及び費用の計上基準に記載の通りです。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産 601円40銭

(2) 1株当たり当期純損失 52円18銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は98,600株であり、1株当たり純資産の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は98,600株であります。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年 5月23日

ジャニス工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池ヶ谷 正
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤 英喜
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジャニス工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジャニス工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,446,258	流 動 負 債	1,844,337
現金及び預金	300,534	支払手形	112,948
受取手形	34,704	買掛金	301,830
売掛金	554,587	電子記録債権	295,862
電子記録債権	769,210	短期借入金	750,000
製品	506,258	1年内返済予定の長期借入金	40,040
仕掛品	46,129	未払金	39,278
原材料及び貯蔵品	115,543	未払費用	39,808
前払費用	11,395	未払法人税等	16,485
その他	107,896	未払消費税等	21,053
固 定 資 産	2,608,326	設備関係支払手形	8,592
有形固定資産	1,878,506	設備関係電子記録債権	51,889
建物	345,207	賞与引当金	53,811
構築物	13,239	製品保証引当金	97,990
機械及び装置	223,659	その他	14,746
車両運搬具	7	固 定 負 債	1,020,022
工具、器具及び備品	22,479	長期借入金	154,880
土地	1,256,851	再評価に係る繰延税金負債	338,978
建設仮勘定	17,063	退職給付引当金	416,876
無形固定資産	8,100	資産除去債務	12,486
ソフトウェア	8,100	長期未払金	1,289
投資その他の資産	721,720	長期預り保証金	95,511
投資有価証券	226,345	負債合計	2,864,360
関係会社株	0	純 資 産 の 部	
出資	130	株 主 資 本	1,342,643
長期貸付金	274,000	資 本 金	1,000,000
長期前払費用	5,458	資 本 剰 余 金	183,663
差入保証金	13,755	資 本 準 備 金	100,000
投資不動産	172,645	その他資本剰余金	83,663
繰延税金資産	24,974	利 益 剰 余 金	270,729
長期未収入金	235,999	利 益 準 備 金	48,205
その他	8,100	その他利益剰余金	222,524
貸倒引当金	△239,689	繰越利益剰余金	222,524
		自 己 株 式	△111,749
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	835,108
		その他有価証券評価差額金	53,820
		土地再評価差額金	781,287
		新 株 予 約 権	12,474
		純 資 産 合 計	2,190,225
資 産 合 計	5,054,585	負債及び純資産合計	5,054,585

損益計算書

2021年4月1日から

2022年3月31日まで

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		4,448,144
売上原価		3,433,683
売上総利益		1,014,460
販売費及び一般管理費		978,233
営業利益		36,226
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,692	
その他	55,648	61,340
営業外費用		
支払利息	1,966	
その他	9,183	11,150
経常利益		86,417
特別利益		
固定資産売却益	1,471	1,471
特別損失		
固定資産除売却損	33,068	
貸倒引当金繰入額	235,999	
その他	1,887	270,956
税引前当期純損失		183,068
法人税、住民税及び事業税		9,170
法人税等調整額		903
当期純損失		193,141

株主資本等変動計算書

2021年4月1日から

2022年3月31日まで

科 目	残高及び変動事由	金 額
		千円
株 主 資 本		
資 本 金	当期首残高	1,000,000
	当期末残高	1,000,000
資 本 剰 余 金		
資 本 準 備 金	当期首残高	100,000
	当期末残高	100,000
そ の 他 資 本 剰 余 金	当期首残高	84,689
	当期変動額 自 己 株 式 の 処 分	△1,025
	当期末残高	83,663
利 益 剰 余 金		
利 益 準 備 金	当期首残高	48,205
	当期末残高	48,205
そ の 他 利 益 剰 余 金		
繰越利益剰余金	当期首残高	416,823
	会計方針の変更による累積的影響額	△1,616
	会計方針の変更を反映した当期首残高	415,206
	当期変動額 当 期 純 損 失	△193,141
	土地再評価差額金の取崩	459
	当期末残高	222,524
自 己 株 式		
	当期首残高	△116,148
	当期変動額 自 己 株 式 の 処 分	4,398
	当期末残高	△111,749
株 主 資 本 合 計		
	当期首残高	1,533,569
	会計方針の変更による累積的影響額	△1,616
	会計方針の変更を反映した当期首残高	1,531,952
	当期変動額	△189,309
	当期末残高	1,342,643
評 価 ・ 換 算 差 額 等		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	62,549
	当期変動額 (純額)	△8,729
	当期末残高	53,820
土 地 再 評 価 差 額 金	当期首残高	781,747
	当期変動額 (純額)	△459
	当期末残高	781,287
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
	当期首残高	844,297
	当期変動額 (純額)	△9,189
	当期末残高	835,108
新 株 予 約 権	当期首残高	12,474
	当期末残高	12,474
純 資 産 合 計		
	当期首残高	2,390,340
	会計方針の変更による累積的影響額	△1,616
	会計方針の変更を反映した当期首残高	2,388,724
	当期変動額	△198,498
	当期末残高	2,190,225

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

子会社株式 移動平均法による原価法

市場価格のない株 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
式等以外のもの 売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株 移動平均法による原価法
式等

② 棚卸資産

製品・仕掛品・ 先入先出法による原価法（貸借対照表価額について
原材料・貯蔵品 は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③ デリバティブ 時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）

1998年3月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。

1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したもの
旧定額法によっております。

2007年4月1日以降に取得したもの
定額法によっております。

建物以外

2007年3月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。

2007年4月1日以降に取得したもの
定率法によっております。

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物
定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年

機械装置 8～9年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数である8年による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しています。

④ 製品保証引当金

当社は、特定の仕入先からの特定の製品販売後の無償修理費用等の支出に備えるため、過去の実績を基礎とした見積額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

連結注記表に記載している内容と同一のであるため、記載を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

(1) 「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

① 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

この適用により、従来は支出時に販売費及び一般管理費として計上していた一部の費用及び営業外費用に計上していた売上割引について返金負債を認識し、売上高から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

② 計算書類の主な項目に対する影響額。

当該会計基準の適用が計算書類に及ぼす影響は軽微であります。

(2) 「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

① 会計方針の変更の内容及び理由

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

② 遡及適用しなかった理由等

時価算定会計基準第19号項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

③ 計算書類の主な項目に対する影響額

計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

製品保証引当金の見積り

・当事業年度計上額

製品保証引当金 97,990千円

・重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に注記している内容と同一であるため、記載を省略しております。

(6) 当社は、2020年4月3日に名古屋地方裁判所に対し、さつき株式会社を被告として、同社から仕入れた排水器具を取付けて製造販売したトイレにおいて発生した漏水事故について同社に瑕疵があるとし、当社が同社に対して請求を行っていた漏水事故対応費等の支払いを求める訴訟を提起し、2022年3月15日に第1審判決の言い渡しがあり、当社の請求は棄却されましたが、当該判決を不服として2022年3月28日に名古屋高等裁判所に控訴を提起しております。

当該訴訟請求金額等235,999千円については投資その他の資産の長期未収入金として計上しております。また、本判決どおりに確定した場合に備え235,999千円の貸倒引当金を計上しております。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（仕入高）	457,001千円
営業取引（原材料の有償支給高）	356,620千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末株 式数
普通株式(株)	150,541	—	6,600	143,941

(注) 1. 減少株式数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 6,600株

2. 当事業年度期首株式数及び当事業年度末株式数には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する自社の株式数98,600株が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

棚卸在庫否認額	13,527千円
賞与引当金繰入限度超過額	16,180千円
繰越欠損金	62,006千円
ゴルフ会員権評価損否認	781千円
退職給付引当金繰入限度超過額	125,354千円
有価証券評価損	14,749千円
減損損失	5,362千円
固定資産除却売却損否認	1,719千円
一括償却資産	104千円
貸倒引当金	70,965千円
資産除去債務	3,754千円
その他	49,363千円
繰延税金資産 小計	363,870千円
評価性引当額	△321,928千円
繰延税金資産 合計	41,941千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△15,685千円
資産除去債務	△1,281千円
繰延税金負債合計	△16,967千円
繰延税金資産の純額	24,974千円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	タカラスタンダード株式会社	(被所有)直接 16.4%	衛生設備機器の販売と購入	トイレ商品の販売	1,004,280	売掛金	104,063
				鏡台等の購入	46,588	買掛金	4,947

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
取引条件は、一般取引条件と同様にまたは市場価格等を勘案し、交渉の上決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社ファインテック高橋	所有直接 100%	衛生設備機器の購入 資金の援助 役員の兼任	原材料の有償支給	356,620	未収入金	98,317
				資金の貸付	30,000	長期貸付金	274,000
				資金の返済	16,000		
				給排水栓等の購入	457,001	買掛金	51,354

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
取引条件は、一般取引条件と同様にまたは市場価格等を勘案し、交渉の上決定しております。
3. 株式会社ファインテック高橋に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間3年、期日一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

10. 収益認識に関する注記

- ・収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産 | 590円24銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 52円38銭 |

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は98,600株であり、1株当たり純資産の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は98,600株であります。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年 5月23日

ジャニス工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池ヶ谷 正
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤 英喜
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジャニス工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

ジャニス工業株式会社 監査等委員会

監査等委員 水野 修 ㊟

監査等委員 森田 雅也 ㊟

監査等委員 水野 吉博 ㊟

(注) 監査等委員森田雅也及び水野吉博は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>< 削除 ></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">＜ 新 設 ＞</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">＜ 新 設 ＞</p>	<p>(附則)</p> <p><u>1. 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況		候補者の有する 当社の株式数
1	富本和伸 (1967年5月23日生)	1991年4月 2004年1月 2006年11月 2008年3月 2012年6月 2018年6月 2018年9月	当社入社 当社営業統括室長 当社事業推進室長 当社経営管理部長 当社取締役就任 当社代表取締役社長就任 (現在に至る) ㈱ファインテック高橋取締役就任 (現在に至る)	35,100株
2	宇野正敏 (1956年6月20日生)	1980年4月 2002年7月 2003年2月 2004年1月 2006年7月 2012年3月 2012年6月 2016年4月 2020年6月	当社入社 当社生産部長 当社生産技術部長 当社社長室長 当社衛陶工場長 当社生産部長(現在に至る) 当社取締役就任 ㈱ファインテック高橋取締役就任 (現在に至る) 当社常務取締役就任(現在に至る)	13,400株
3	蟹江直樹 (1967年2月9日生)	1989年4月 2016年3月 2018年3月 2020年6月	当社入社 当社営業開発室長 当社営業部長就任(現在に至る) 当社取締役就任(現在に至る)	3,700株
4	堀健亮 (1960年9月2日生)	1985年4月 2011年3月 2014年3月 2015年3月 2018年3月 2018年6月 2020年6月	当社入社 当社東日本支店長 当社営業部次長 当社商品部長 ㈱ファインテック高橋事業部長 ㈱ファインテック高橋代表取締役社長就任(現在に至る) 当社取締役就任(現在に至る)	5,800株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

なお、会社法施行規則第74条に定める取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況		候補者の有する 当社の株式数
1	水野 修 (1955年4月5日生)	1978年3月 2006年11月 2008年3月 2010年6月 2016年4月 2016年6月	当社入社 当社生産部品質保証課長 当社生産部生産技術課長 当社監査役就任 ㈱ファインテック高橋監査役就任 (現在に至る) 当社取締役(監査等委員)就任 (現在に至る)	9,200株
2	森田雅也 (1960年2月5日生)	1987年11月 1991年4月 1993年8月 2003年6月 2004年4月 2016年6月 2016年6月	税理士登録 公認会計士登録 森田英治税理士事務所入所 当社社外監査役就任 税理士法人森田会計パートナーズ (現りんく税理士法人)代表社員就任 (現在に至る) デリカフーズ㈱(現デリカフーズホールディングス㈱)社外監査役就任 (現在に至る) 当社社外取締役(監査等委員)就任 (現在に至る)	6,800株
3	水野吉博 (1978年8月16日生)	2005年10月 2005年10月 2013年6月 2016年6月	弁護士登録 弁護士法人 後藤・太田・立岡法律事務所(現在に至る) 当社社外監査役就任 当社社外取締役(監査等委員)就任 (現在に至る)	1,300株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 候補者森田雅也氏及び水野吉博氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について
 (1) 社外取締役候補者の選任理由及び独立性について
 ①森田雅也氏につきましては、同氏がこれまで培ってきた公認会計士及び税理士としての専門的な知識・経験等を当社の監査業務に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏がこれまで当社の会計監査人または顧問税理士であったことはありません。
 ②水野吉博氏につきましては、弁護士として培われた法律知識を、当社の監査業務に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (2) 社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由について
- ① 森田雅也氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士として企業会計に精通し、経営状態の把握・チェック機能の観点から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
 - ② 水野吉博氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、森田雅也氏及び水野吉博氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。本議案が原案どおり承認された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 森田雅也氏及び水野吉博氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、監査等委員である取締役就任後、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

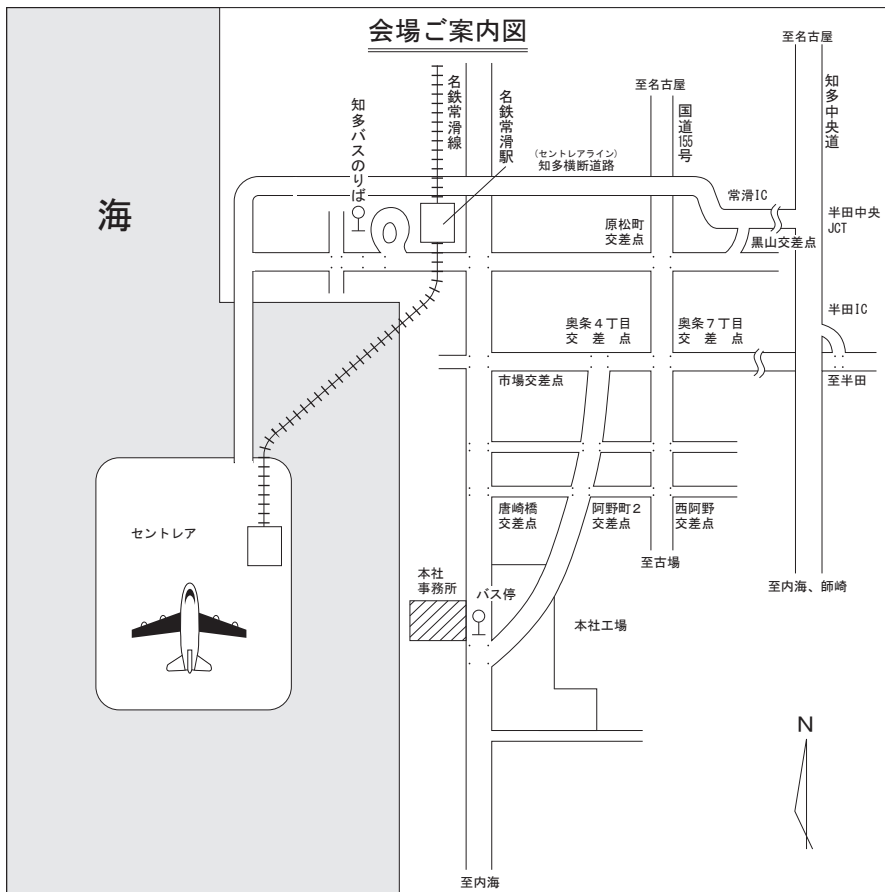
なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況		候補者の有する 当社の株式数
中村勝己 (1961年8月30日生)	1989年4月 1989年4月	弁護士登録 弁護士法人 後藤・太田・立岡法律 事務所入所(現在に至る)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中村勝己氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 補欠の社外取締役候補者とする理由、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由及び社外取締役との責任限定契約について
- (1) 補欠の社外取締役候補者とする理由について
中村勝己氏につきましては、長年の弁護士として培われた法律知識を、当社の監査業務に活かしていただきたいため、補欠の社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断する理由について
中村勝己氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての意見を述べていただき、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
中村勝己氏が社外取締役として就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、監査等委員である取締役に就任後、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以上



名鉄常滑線「常滑駅」から約8分

- ・ 知多バス「上野間駅」行き「ジャニス工業前」下車

常滑駅 8:15発 ジャニス工業前 8:23着をご利用ください。ただし、開始時刻までしばらくの間お待ちいただくこととなりますが、ご了承ください。

- ・ タクシーにて

知多半島道路 半田中央JCT →

知多横断道路(セントレアライン) 常滑I.C よりお車で約10分